

静岡県立こども病院（病院利用者用） 無線 LAN サービスの利用に関する規約

（目的）

第1条 本規約は、静岡県立こども病院（以下「当院」という。）が患者および来院者の利便性の向上を図ることを目的として提供する無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「無線 LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（利用希望者および利用機器）

第2条 無線 LAN は、患者・家族等、当院への来訪者のうち、この「静岡県立こども病院（病院利用者用） 無線 LAN サービスの利用に関する規約」（以下「規約」という。）に同意した者が利用することができる。

2 無線 LAN の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）が、無線 LAN を利用するにあたっては、次に掲げる機器等（以下「利用機器等」という。）を準備しなければならない。なお、病院から利用機器等の貸し出しが一切行わない。

- (1) スマートフォン、タブレット、PC 等の接続端末
- (2) 無線 LAN インターフェース
- (3) 閲覧ソフト

（管理者）

第3条 この規約における管理者とは、院長及び病棟医長、看護師長（不在時の代行者を含む）をいう。

（利用場所、利用可能時間等）

第4条 無線 LAN の利用場所及び利用日、時間等は別表のとおりとする。

2 別表にかかわらず、災害発生時など管理者が特に必要と認めた場合は、無線 LAN を利用できるものとする。

（無線 LAN の利用）

第5条 利用希望者はこの規約に定める事項に合意の上、前条に従い、無線 LAN に接続した利用機器等で、インターネットを利用する。（以下、「利用者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、災害発生時など管理者が特に必要と認めた場合はこの手続きを省略できるものとする。

3 利用者は、この規約に同意したものとみなす。

4 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

5 利用者は、音声を伴うコンテンツ等にアクセスする場合、イヤホン等を使用して周囲に配慮する。

6 病院は、設定等、技術的な質問についての問合せを一切受け付けない。

7 無線 LAN について、常に安定した接続環境を保障するものではない。

(利用機器等の管理)

第6条 利用者は、無線 LAN の利用中及び利用前後において、利用機器等を適切に管理（ソフトウェアの導入・削除等を含む）するものとする。利用機器等の故障・盗難・紛失・破損等については病院は一切の責任を負わない。

(利用の停止・取消)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。

- (1) 虚偽の内容で利用申し出を行ったことが判明した場合
- (2) 第8条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本規約に違反した場合
- (4) その他利用者として不適切と管理者が判断した場合

(禁止事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者、他の利用者若しくは当院に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用し若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用及び著しく大量なデータ通信
- (11) 利用者に通常許されていない他ネットワーク、他機器への侵入、若しくはそれらを攻撃する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は管理者が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって当院、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止と制限)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当無線 LAN の運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、管理者が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線 LAN の利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、管理者は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第10条 管理者は、次の各号に示す事項及び利用者が当該無線 LAN を使用することによって発生した損害、損失、請求並びに求償権などを含むその他一切の責任を負わないものとする。

- (1) 無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報の内容等
- (2) 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者の利用機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスの一切の費用
- (4) パーソナルコンピューターの機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合
- (5) 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等

(本規約の変更)

第11条 当院は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和4年9月14日に制定し、令和4年9月17日から施行する。

別表

SSID	利用場所	利用時間・上限
外来用	本館 1～2F 外来エリア 新外来棟 1～2F 全般 K 棟 2F リハビリエリア L 棟 2F 全般、西館 2F 産科外来 J 棟 3F 心理・作業療法等エリア	8:00～18:00 うち上限 3 時間
入院用	西館 3F 全般、西館 6F 全般 北館 2～5F 全般	8:00～20:00 うち上限 6 時間
救急用	西館 1F 全般、西館 2F 産科病棟 西館 4～5F 全般	24 時間 上限なし (0 時経過で要再登録)